

危険な空き家（老朽危険空き家等）除却補助金交付の流れ

1. 事前調査申請

<提出書類>

☐ 事前調査申請書（様式第2号）

【以下は必要に応じて添付】

☐ 共有者（相続人）の同意書

☐ 誓約書（様式第1号）

☐ 同意書に押印された印鑑の印鑑証明書

☐ その他

2. 事前調査

○職員が現地へ確認へ行き、調査を行います。

3. 事前調査の結果を送付

○事前調査結果通知書（様式第3号）を送付

4. 交付申請

**事前調査の結果で補助対象者に該当した方は、
交付申請が必要です。**

※都合により交付申請されない場合は早めに
連絡をお願いします。

<提出書類>

☐ 老朽危険空き家等除却費補助金交付申請書（様式第4号）

☐ 工事計画書（様式第5号）

☐ 工事費見積書（内訳明細の付いたもの）の写し

☐ 同意書（様式第6号）

☐ 委任状

（補助金の交付申請の手続きを他の者に委任する場合）

☐ 施行事業者が確認できる書類

（土木工事業、建築工事業、解体工事業の建設業法上の
許可を受けた市内業者であること）

☐ 位置図（建物の位置と敷地全体がわかるもの）

5. 交付決定通知を送付

○補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付

6. 業者と契約、工事着手

※交付申請受理後、契約をしてください。

<注意事項>

①契約日：交付決定通知以降の日

②契約書の宛名：申請者

③工期の日程の確認

（11月末までに解体工事が完了し実績報告が必要です）

7. 実績報告

**※補助事業完了の日から30日以内または12
月10日までのいずれか早い日まで**

<提出書類>

☐ 老朽危険空き家等除却実績報告書（様式第8号）

☐ 工事請負契約書の写し

☐ 工事費の領収書の写し

☐ 除却工事に係る写真（着工前、解体後）

☐ その他市長が必要と認める書類（必要な場合のみ）

8. 額の確定通知を送付

○補助金交付額確定通知書（様式第4号）を送付

9. 請求書提出

<提出書類>

☐ 補助金交付請求書（様式第5号）

※振込先は申請者の口座

☐ 振込先口座が分かる書類等

10. 補助金の支払

ご指定の口座にお振込みします。

【問い合わせ先】豊後高田市都市建築課

TEL：0978-25-6274